

防経会第8372号
19.8.30
改正 防官文第3999号
20.3.31
改正 防経会第4226号
21.3.31
改正 防経会第7800号
21.6.25
改正 防経会第3752号
23.3.31
改正 防経会第4018号
24.3.29
改正 防経会第6023号
27.4.1
改正 防官文(事)第18号
27.10.1
改正 防官会(事)第93号
28.3.28
改正 防官会(事)第145号
29.3.31
改正 防官会(事)第67号
30.3.23
改正 防官会(事)第94号
31.3.29
改正 防官文(事)第53号
令和元年6月20日
改正 防官会(事)第171号
令和2年3月31日
改正 防官会(事)第73号
令和4年3月22日
改正 防官会(事)第33号
令和5年3月13日
改正 防官会(事)第102号
令和6年3月21日

大臣官房長
各局長 殿
防衛施設庁長官

事 務 次 官

基地対策等予算事務処理要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成19年9月1日から実施することとされたので通達する。なお、（組織）防衛施設庁（項）施設運営等関連諸費及び（項）提供施設移設整備費並びに（事項）提供施設整備及び（事項）提供施設移設整備などに係る経費の予算執行について（平成19年1月9日。防経会第346号）は廃止する。

添付書類：別紙

基地対策等予算事務処理要領

第1 総 則

(目的)

- 1 (組織)防衛本省、(組織)地方防衛局及び(組織)防衛装備庁に計上された予算のうち、事業費(付表1に掲げる予算をいう。)及び事務費(付表2に掲げる予算をいう。)に係る予算の執行については、防衛省予算の執行手続に関する訓令(昭和32年防衛庁訓令第29号。以下「訓令」という。)に定めるもののほか、この通達に定めるところによる。

第2 事業費

(年度計画)

- 2 整備計画局長及び地方協力局長は、付表1に掲げる予算について、訓令第3条の例により、支出負担行為計画予定総表及び支払計画予定総表をそれぞれ作成し、毎会計年度開始35日前までに、訓令第2条第1項第1号に規定する大臣官房長(以下「予算総括者」という。)に提出するものとする。

(支出負担行為の実施計画等)

- 3 整備計画局長及び地方協力局長は、財政法(昭和22年法律第34号)第34条の2第1項の規定に基づく支出負担行為の実施計画の財務大臣承認を必要とする経費について、同条第2項の規定に基づく承認の通知があったときは、その都度関係の地方防衛局長又は地方防衛支局長に通知するとともに、事案の実施について所要の指示をするものとする。
- 4 整備計画局長及び地方協力局長は、前項に係る経費以外の予算を執行しようとするときは、事項及び事案について、予算総括者と協議の上、予算の範囲内においてその実施のための計画を作成するものとする。
- 5 整備計画局長及び地方協力局長は、前項の実施のための計画を作成したときは、その都度関係の地方防衛局長又は地方防衛支局長に通知するとともに、事案の実施について所要の指示をするものとする。

(支出負担行為の計画示達の要求)

- 6 整備計画局長及び地方協力局長は、訓令第4条第1項の例により、毎四

半期において要する支出負担行為計画示達要求総括表（以下「示達要求総括表」という。）を作成し、当該四半期開始日の5日前までに予算総括者に提出するものとする。

- 7 整備計画局長及び地方協力局長は、訓令第4条第3項の例により、支出負担行為計画示達要求書を作成し、示達要求総括表に添付しなければならない。
- 8 特別の理由により第6項に規定する示達要求総括表において要求されたもの以外に支出負担行為をする必要を生じたときは、整備計画局長及び地方協力局長は、当該必要に係る示達要求総括表を訓令第4条第2項の例によりその都度作成し、予算総括者に提出するものとする。ただし、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第6条の規定による再編交付金に係る示達要求総括表の作成に当たっては、あらかじめ、予算総括者に対し協議するものとする。

（支払計画の示達要求）

- 9 各官署支出官は、毎四半期において要する支払計画予定総表を予算総括者に提出する場合は、整備計画局長又は地方協力局長を経由して提出するものとする。

（経理）

- 10 支出負担行為担当官は、予算の執行について、科目及び事案を明らかにして経理し、常に進捗状況を把握するため、補助金に係る経理にあつては補助金経理台帳（付紙様式第1）、工事費に係る経理にあつては工事費経理台帳（付紙様式第2）を作成しなければならない。

第3 事務費

（年度計画）

- 11 予算総括者は、訓令第3条に規定する年度計画のうち、付表3に掲げる予算について、大臣官房長、整備計画局長、地方協力局長、地方防衛局長又は地方防衛支局長（以下「大臣官房長等」という。）に通知するものとする。

（支出負担行為の計画示達の要求）

- 12 大臣官房長等は、訓令第4条第1項の例により、毎四半期において要する示達要求総括表を作成し、当該四半期開始日の5日前までに予算総括者に提出するものとする。

- 1 3 大臣官房長等は、訓令第4条第3項の例により、支出負担行為計画示達要求書を作成し、示達要求総括表に添付しなければならない。

- 1 4 特別の理由により第12項に規定する示達要求総括表において要求されたもの以外に支出負担行為をする必要を生じたときは、大臣官房長等は、当該必要に係る示達要求総括表を訓令第4条第2項の例によりその都度作成し、予算総括者に提出するものとする。

事業費

(組織) 防衛本省のうち、以下に掲げる予算

1 歳出予算

- (1) (項) 防衛力基盤強化推進費のうち、(目) 提供施設等借料、(目) 施設区域等関連事務地方公共団体委託費、(目) 住宅防音工事助成申請等事務委託費、(目) 在日米軍地域交流業務委託費、(目) 防衛施設周辺地域安全対策業務委託費、(目) 公務員宿舍施設費、(目) 提供施設等整備費、(目) 不動産購入費、(目) 障害防止対策事業費補助金、(目) 教育施設等騒音防止対策事業費補助金、(目) 施設周辺整備助成補助金、(目) 道路改修等事業費補助金、(目) 施設周辺整備統合事業費補助金、(目) 再編推進事業費補助金、(目) 特定防衛施設周辺整備調整交付金、(目) 施設運営等関連見舞金、(目) 移転等補償金(駐留軍の用に供する土地等の買収等の手続に関する訓令(平成19年防衛省訓令第98号)第2条に基づく土地の買入れに係る経費に限る。)及び(目) 施設運営等関連補償費
- (2) (項) 在日米軍等駐留関連諸費((目) 職員旅費、(目) 在沖縄米海兵隊グアム移転業務旅費、(目) 在沖縄米海兵隊グアム移転業務庁費及び(目) 在日米軍等駐留関連庁費を除く。)
- (3) (項) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費

2 国庫債務負担行為

- (1) (事項) 住宅防音事業関連事務手続補助業務
- (2) (事項) 提供施設等整備
- (3) (事項) 障害防止対策施設整備
- (4) (事項) 障害防止対策事業費補助
- (5) (事項) 教育施設等騒音防止対策事業費補助
- (6) (事項) 施設周辺整備助成補助
- (7) (事項) 道路改修等事業費補助
- (8) (事項) 提供施設移設整備

事務費

- 1 (組織) 防衛本省のうち、以下に掲げる予算
 - (1) 歳出予算
 - ア (項) 防衛本省施設費のうち、(目) 施設施工旅費及び(目) 施設施工庁費
 - イ (項) 防衛力基盤強化推進費のうち、(目) 職員旅費、(目) 施設施工旅費、(目) 施設施工庁費及び(目) 防衛施設安定運用業務庁費
 - ウ (項) 防衛力基盤強化施設整備費のうち、(目) 施設施工旅費及び(目) 施設施工庁費
 - エ (項) 在日米軍等駐留関連諸費のうち、(目) 職員旅費、(目) 在沖縄米海兵隊グアム移転業務旅費、(目) 在沖縄米海兵隊グアム移転業務庁費及び(目) 在日米軍等駐留関連庁費
 - オ (項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費のうち、(目) 情報処理業務庁費
 - (2) 国庫債務負担行為
 - (事項) 情報通信技術調達
- 2 (組織) 地方防衛局の歳出予算及び国庫債務負担行為
- 3 (組織) 防衛装備庁のうち、以下に掲げる歳出予算
 - (項) 防衛力基盤強化施設整備費のうち、(目) 施設施工旅費及び(目) 施設施工庁費

大臣官房長等に通知を要する予算

- 1 (組織) 防衛本省のうち、以下に掲げる歳出予算
 - (1) (項) 防衛本省施設費のうち、(目) 施設施工旅費及び(目) 施設施工庁費
 - (2) (項) 防衛力基盤強化推進費のうち、(目) 職員旅費、(目) 施設施工旅費、(目) 施設施工庁費及び(目) 防衛施設安定運用業務庁費
 - (3) (項) 防衛力基盤強化施設整備費のうち、(目) 施設施工旅費及び(目) 施設施工庁費
 - (4) (項) 在日米軍等駐留関連諸費のうち、(目) 職員旅費、(目) 在沖縄米海兵隊グアム移転業務旅費、(目) 在沖縄米海兵隊グアム移転業務庁費及び(目) 在日米軍等駐留関連庁費

- 2 (組織) 地方防衛局のうち、以下に掲げる予算
 - (1) 歳出予算
 - (項) 地方防衛局のうち、(目) 超過勤務手当、(目) 職員旅費、(目) 庁費、(目) 情報処理業務庁費、(目) 通信専用料、(目) 土地建物借料、(目) 宿舍特別借上費、(目) 各所修繕及び(目) 交際費
 - (2) 国庫債務負担行為
 - ア (事項) 事務機器借入れ等
 - イ (事項) 民間資金等活用官庁施設維持管理運営

- 3 (組織) 防衛装備庁のうち、以下に掲げる歳出予算
 - (項) 防衛力基盤強化施設整備費のうち、(目) 施設施工旅費及び(目) 施設施工庁費

補助金経理台帳

施設名												
事案名		補助率			申請者				(事項名)			
									(目)			
									(目の内訳)			
区分	示達額	内定額	申請額	交付決定	交付残額	実績報告	確定	前金払	1回出来高払	2回出来高払	3回出来高払	精算払
月日												
整理番号												
金額												
内訳												

工事契約状況

工事区分	月日	金額	工期	契約条件	請負業者名	入札差額	摘要

- 注：1 本台帳は、国庫債務負担行為事案・単年度歳出事案別に作成する。
 2 工事契約状況の金額の欄には、補助額を記入する。
 3 工事契約状況の契約条件の欄には、支払条件を記入する。
 4 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。

工 事 費 経 理 台 帳

事 案 名						(事項)						
						(目)						
						(目)の内訳						
支出負担行為 示 達 額		契 約 額		未 契 約 額	残 額	契 約 状 況						
月 日	金 額	月 日	金 額			工 事 名	請 負 業 者 名	金 額	工 期	契 約 条 件		
(摘 要)						支 払 状 況						
						年 月 日		金 額		備 考		

- 注：1 本台帳は、国庫債務負担行為事案・単年度歳出事案別に作成する。
 2 契約状況の契約条件の欄には、支払条件を記入する。
 3 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。